大阪市教

2025年 10月2日
VOL. 628
（一部30円。 購読料は組合費に含む）

わくわくひろば
子どもと楽しむ科学工作
12月20日 13:30
大阪市教育会館東館

発行　大阪市学校園教職員組合　大阪市中央区法円坂1－1－18（大阪市教育会館7階）
TEL 6910-8700 https://osaka-shikyo.org/
FAX 6910-7990 E-mail o-sikyo1@sea.plala.or.jp

「試験不安」高く「動機づけ」低い
日本の児童生徒の意識の特徴

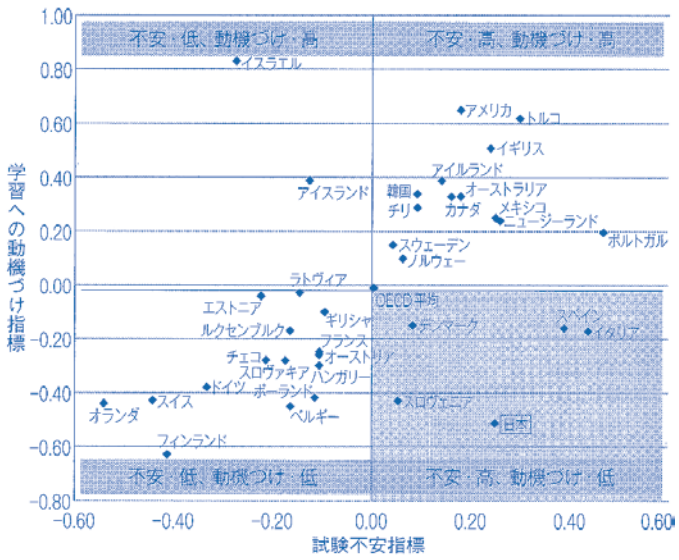

「試験不安」と「学習への動機づけ」に関する各国・地域の位置づけ　本田由紀『「日本」ってどんな国？』

○１学級平均生徒数（2020年）

	中学校	小学校
日本	32人	27人
OECD平均	23人	21人
EU23カ国平均	21人	20人

○多人数の学級が多い都道府県ほど、生徒の自信は下がる傾向

日本の教育の特質は、①学力水準の高さ、格差の小さ、②1学級当たりの児童生徒数の多さ、③教員の長時間労働、④指導の質に関する問題、⑤児童生徒の意識等の特徴にまとめられる。

日本の高学力は、学ぶことの意味についての思考や、児童生徒自身による模索や試行錯誤とじっくりした本質的な学習が閑却されているという代償のもとに成立していることは否定できない。

「試験不安」はかなり高く、「学習への動機づけ」は各国内で最低レベルである。学齢期の年齢層の不登校、自殺、いじめ、暴力行為は急増しており、「過去最多」数が毎年更新されている。

日本では高学力という一点にすがる教育が設計されてきたが、それに伴う弊害はきわめて大きい。

過去の慣性に抗して学校と言う巨大な制度を変革することは困難な課題であるが、その問題を直視し脱却することが不可欠である。（本田由紀『母と子の健康』第83号25年6月発行）

不登校急増（中学生4,917人9.61％）の原因
テスト漬けの競争教育やめよ
市対連 交　渉

大阪市対策連絡会議（市対連）は9月5日、「26年度大阪市予算に対する要望書」交渉（教育行政）を行いました。

負担となっている「学力向上支援事業」について市教委は、「授業参観においては、学習指導案を略案にする等、教員の負担軽減に努め、学習指導案作成等について『業務の持ち帰り』が発生しないよう努めてまいります。…新任教員研修の研究授業においては、昨年度は複数の参加者があることと学習指導案（略案不可）を作成することとしておりましたが、今年度は複数の参加者があることとしております」と答えました。

大阪市で不登校が急増し23年度中学生が4917人、在籍比率9・61％の実態を示し、テスト漬けの競争教育を止めることを求めましたが、回答書では「不登校」に一切触れませんでした。

橋下徹市長の就任後から増加しているグラフ、日本は「試験不安」が高くなっているデータも示しました。別項にあるように日本は、「テストが難しいのではないかとよく心配になる」、「学校で悪い成績をとるのではないかと心配になる」など5つの質問項目で「試験不安」が諸外国に比べ極めて高くなっています。「学習への動機づけ」も低くなっています。

小学校3年生からの学力経年調査・すくすくウォッチ・全国学力テスト・中学生チャレンジテストの「テスト漬けサイクル」を止めることを求めました。

1学級の平均生徒数も多く、多人数の学級が多い都道府県ほど、「生徒の自信」は下がる傾向です。学校統廃合をやめ少人数学級実現を求めました。

少人数学級・教育費軽減市会陳情

学校統廃合の問題で、保護者や地域住民の意見を軽視する「新指針」の撤回を求めました（2面参照）。

物価高騰の影響は深刻です。大阪市の実態調査・報告書も求めているように就学援助制度の捕捉率を上げること、「隠れ教育費」の軽減、教育費完全無償化に進むべきです。

教員配置の問題で、9月現在欠員は小学校14、中学校3、養護教職員の「預け加配」は小学校11、中学校7となっています。

介護休暇の同居・扶養の要件が削除されていることを確認（配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫）。就学時健康診断の負担軽減、養護教諭の複数配置（概算要求で基準引下）、「通級による指導」「巡回通級」、学校給食アレルギー対応、学校事務職員の働き方改革、講師の待遇、正規採用化など引き続き交渉の課題です。

労働条件専門部

定額働かせ放題 ダメ
授業時間数削減 提出要求書

大阪市教は9月18日、労働条件改善・専門部要求書提出交渉を行いました。

給与特別措置法（給特法）等改定法が6月成立しました。政府・文部科学省、修正案に賛成した政党も含めて教職員の処遇改善や時間外勤務の縮減が必要との認識が一致したともいえますが、「定額働かせ放題」を温存するもので容認できません。

文科省はどの法律にもない「在校等時間」で月30時間の時間外勤務を容認しました。「これは法律にもとづく行政の範囲を超えた、行政府による労基法の書き換え」であると高橋哲大阪大学準教授が厳しく指摘しました。

「教員の時間外労働を『労働時間』と認めずに、どうして労働時間の削減ができるのか？文科省の定める指針や、教育委員会の策定する業務量管理計画を遵守せよというのは虫のいい話でしかない。まずは、実際に発生している教員の時間外勤務を『労基法上の労働時間』として認めること、これが働き方改革の『一丁目一番地』」要求書第一項で、「授業準備時間、時間外に発生している校務、分掌している部活動は『労働時間』であり、教員にも残業代を支給すること」を求めました。これは厚労省の「ガイドライン」に基づく要求です。

給特法等改定法附則、附帯決議に基づき以下要求しました。○教職員1人当たりの担当する授業時数を削減すること。○教職員定数の標準を改定すること。○講師の給料表を速やかに「2級」にすること。

通常学級担任のみの手当支給など差別支給を行わないことを求めました。青年・女性・幼稚園・事務職員・養護教職員・栄養教職員・障害児教育・臨時教職員部が要求書を提出しました。

仲間が増えた！
教研の支部独自ビラで 秋の支部行事参加呼びかけも

大阪市教教育研究集会に向け港支部は分科会のビラを独自に作成。新採用３年目までの教職員に郵送しました。また他支部の知り合いにも「広めてください」と手紙と数枚のビラを入れて郵送しました。東南支部もビラを職場や知り合い、支部行事参加者に呼びかけました。北大阪支部ではバーベキューなどの秋のとりくみを紹介しています。城北支部や障教部はこれまでのつながりを活かして職場や知り合いの人に声をかけ、参加者を募っています。

教員採用選考テストの結果が発表されました。講師の仲間に声をかけ、組合の存在や大切さを話してください。そして加入をすすめましょう！